

交通死亡事故多発警報発令実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内において交通事故が一定期間に連続して発生した場合等に交通死亡事故多発警報を発令し、県民に交通事故に対する注意を喚起するとともに、県、市町村、警察及び関係機関・団体が協力し、総合的かつ集中的に諸対策を実施して、早期に交通死亡事故多発傾向の抑止を図ることを目的とする。

(名称等)

第2条 警報の名称は「交通死亡事故多発警報」とする。

2 警報は、県内全域を対象とする。

(発令者)

第3条 警報の発令者は、山梨県交通対策推進協議会長(以下「会長」という。)とする。

(発令の基準)

第4条 会長は、次の各号のいずれかに該当した場合に、山梨県警察本部長と協議して、警報を発令するものとする。ただし、第1号の基準に該当した場合でも、特別の事情がある場合には、山梨県警察本部長と協議して、警報を発令しないことができる。

- (1) 県内において、10日間に6件以上の交通死亡事故が発生したとき。
- (2) (1)のほか、会長が特に発令の必要を認めたととき。

(発令の期間)

第5条 警報の発令期間は、発令の日から10日間とする。

ただし、その発令期間中に6件以上の交通死亡事故が発生したときには、当該発令期間の満了の日の翌日から起算して10日間延長することができる。

(警報発令の伝達)

第6条 警報の発令は、様式1により、別紙1に定める伝達経路に従い関係機関・団体に通知するとともに、報道機関に公表するものとする。

2 警報期間を延長するときは、様式2により、別紙1に定める伝達経路に従い関係機関・団体に通知するとともに、報道機関に公表するものとする。

(警報発令に伴う交通事故防止対策の推進)

第7条 警報が発令されたときは、県、警察、市町村及び関係機関・団体は別紙2に定める交通事故防止対策を迅速に推進するものとする。

(実施結果の報告)

第8条 会長が必要があると判断したときには、各関係機関・団体に対して、交通事故防止対策の実施結果について報告を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱の定めるもののほか、必要なものは別に定める。

附則

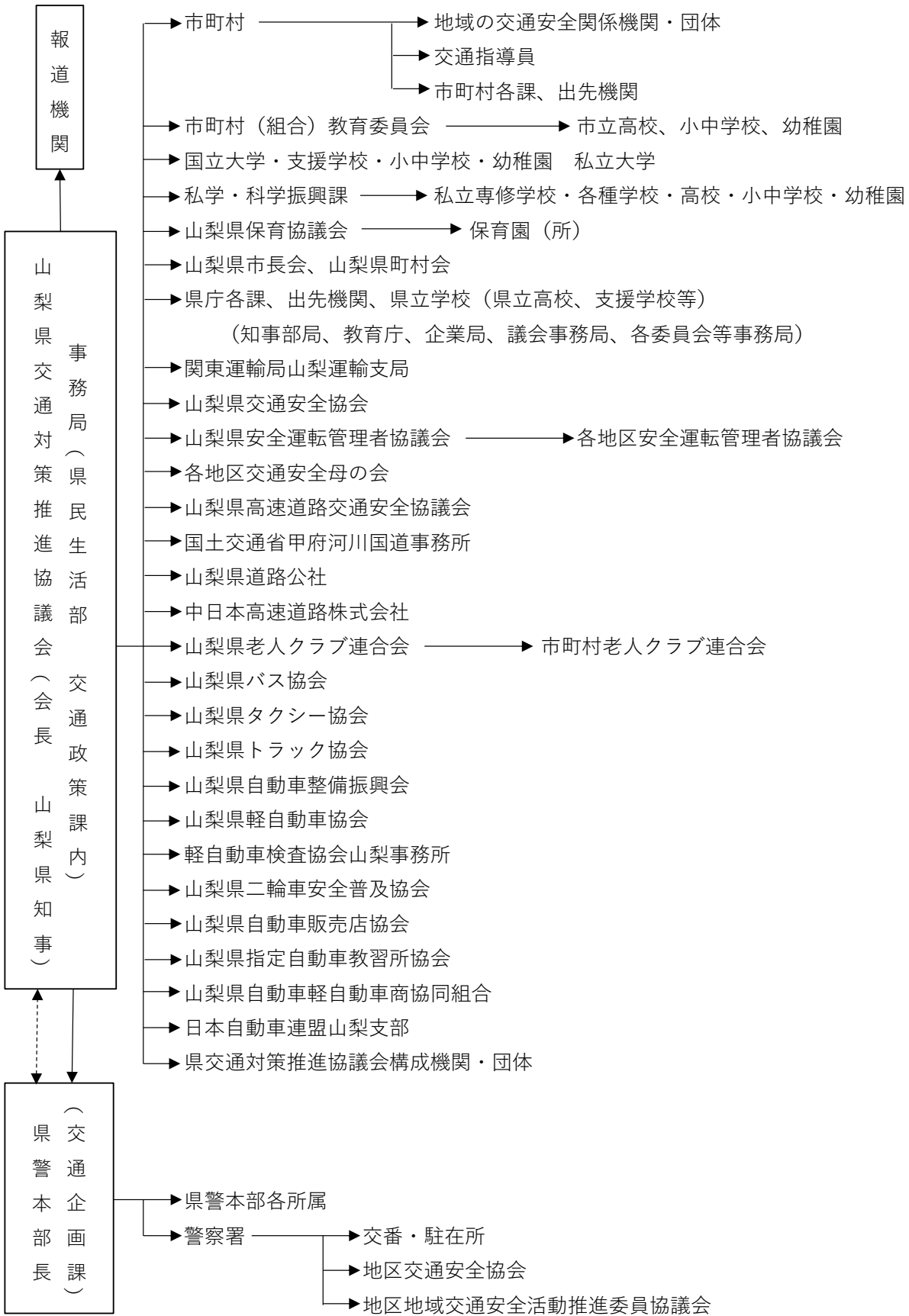
この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別紙1 警報伝達経路

←-----> 協議 ————> 警報伝達



別紙2 警報発令に伴う交通事故防止対策の推進項目

| 推進機関 | 主な推進内容 |
|-------------------------------------|---|
| 県 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村をはじめとした県交通対策推進協議会の構成機関・団体等に対し、多発警報発令を通知し、交通事故対策についての協力を要請する。 2 ラジオ、テレビ、広報車、県ホームページその他あらゆる広報媒体を活用し、多発警報の発令を周知するとともに交通事故防止を呼びかける。 3 報道機関に対し、多発警報の発令を公表する。 4 庁内の各課・出先機関に対し、各種会議、講演会等において警報発令の周知と交通事故防止の呼びかけを実施するよう要請する。 |
| 警察 | <ol style="list-style-type: none"> 1 死亡、重大事故に結びつく可能性の高い危険な違反に対する交通取締りを強化する。 2 警察の有するあらゆる広報媒体を活用し、多発警報の発令を周知するとともに交通事故防止を呼びかける。 3 運転免許の更新者等に対して警報発令を周知するとともに交通事故防止を呼びかける。 4 市町村、交通安全協会、交通安全母の会、安全運転管理者協議会、地域交通安全活動推進委員等と連携して、街頭における保護誘導活動や啓発活動等を行う。 |
| 市町村 | <ol style="list-style-type: none"> 1 広報車、有線・無線放送、CATV、幟旗等により、多発警報の発令を周知するとともに交通事故防止を呼びかける。 2 市町村交通安全対策推進協議会ほか関係機関・団体等に対し、多発警報発令を通知し、交通事故対策についての協力を要請する。 3 警察署、交通指導員、交通安全関係機関・団体と連携して、街頭における保護誘導活動や啓発活動等を行う。 4 市町村の各課・出先機関に対し、各種会議、講演会等において多発警報発令の周知と交通安全の呼びかけを実施するよう要請する。 |
| 各学校 | <ol style="list-style-type: none"> 1 朝礼、ホームルーム等を活用して、多発警報の発令を周知するとともに児童生徒に対する交通事故防止の指導を徹底する。 2 通学路の安全施設の点検と登下校時の街頭指導を実施する。 |
| 道路管理者 | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路表示板等により、多発警報の発令を周知するとともに交通事故防止を呼びかける。 2 交通事故発生場所の現地調査等を行い、交通安全施設等の点検整備を実施する。 |
| 交通安全協会 交通安全母の会 安全運転管理者 協議会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 広報車等により、多発警報の発令を周知するとともに交通事故防止を呼びかける。 2 警察署や市町村と連携して、街頭における保護誘導活動や啓発活動等を行う。 |
| 全関係機関 ・団体共通 | <ol style="list-style-type: none"> 1 各機関・団体に所属する会員、事業所等に対し、多発警報の発令を周知するとともに交通事故防止を呼びかける。 2 各事業所等においては、職場放送、朝礼時等を利用して多発警報を周知するとともに、従業員等に対して交通安全指導を徹底する。 |

各関係機関・団体の長 殿

山梨県交通対策推進協議会長
山梨県知事 ○○ ○○

交通死亡事故多発警報の発令について（通知）

県内において、令和 年 月 日()から 月 日()までの 日間に 件の交通死亡事故が発生しました。

このため、「交通死亡事故多発警報発令要綱」に基づき、次のとおり、交通死亡事故多発警報を発令します。

各機関・団体におかれましては、実施要綱に定める交通事故防止対策の積極的な推進をお願いいたします。

1 交通死亡事故多発警報の発令

発令期間 月 日()から 月 日()までの 日間

発令地域 山梨県内全域

2 死亡事故発生状況

| 番号 | 発生年月日 | 場 所 | 事故の概要 |
|----|-------|-----|-------|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |

殿

山梨県交通対策推進協議会長
山梨県知事 ○ ○ ○ ○

交通死亡事故多発警報の期間の延長について（通知）

県全域において、〇〇月〇〇日（ ）から〇〇月〇〇日（ ）まで発令されていた交通死亡事故多発警報の期間中に〇件の交通死亡事故が発生しました。

このため、交通死亡事故多発警報の発令期間を次のとおり延長します。

各機関・団体におかれましては、なお一層の交通事故防止対策の推進をお願いいたします。

1 交通死亡事故多発警報の期間の延長

延長期間 〇〇月〇〇日（ ）から〇〇月〇〇日（ ）までの10日間

発令地域 山梨県内全域

2 死亡事故発生状況

| 番号 | 発生年月日 | 場 所 | 事故の概要 |
|----|-------|-----|-------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

山梨県交通対策推進協議会事務局
(山梨県 県民生活部 交通政策課内)
TEL 055-223-1353
FAX 055-223-1335